

8月1日は福祉医療費受給資格(マル福)の更新日です

8月1日は福祉医療費受給者証の更新日となっています。対象者には7月中に更新後の受給者証を郵送しますので、更新日以降は必ず郵送された受給者証を受診する医療機関の窓口にて提示してください。また、所得審査により非該当となる方には、その旨の通知を郵送します。

■福祉医療費受給者証更新対象者

対象区分	対象者
乳幼児および小学生	12歳以下の児童(小学6年生以下) ※父母の住民税所得割課税状況により、受給者証が表のとおり変更となる場合があります。
ひとり親家庭の児童	18歳以下の母子、父子家庭および両親のいない児童等(高校3年生以下)
高齢身体障がい者	身体障害者手帳4級～6級所持者(65歳以上)
重度心身障がい(児)者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳A所持者(被用者保険本人のみ)

■乳幼児および小学生の区分

年齢区分	父母の住民税所得割	受給者証の色	医療機関での自己負担
未就学児	非課税	白	なし
	課税	白	なし
		黄または橙	なし
小学生	非課税	白	なし
	課税	緑または紫	1医療機関につき 上限1,000円/月

※前回と受給者証の色が変更になった方は受給者証の番号も変更になる場合があります。


※小学生で受給者証の色が緑または紫の方は1医療機関につき、上限1,000円/月の自己負担があります。

ご存知ですか?「国民健康保険限度額適用認定証」、 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

限度額適用認定証とは、入院した場合や、外来診療での治療費と薬代が高額な場合の窓口負担額を、限度額までの支払いで抑えられる制度です。制度を利用するためには認定証の交付申請が必要です。

■現在、認定証をお持ちの方へ

現在、お使いの認定証の有効期限は7月31日までとなっています。認定証を更新するための申請書類は7月上旬ごろに送付しますので、8月以降も入院予定の方または高額な外来診療(そのときの調剤が高額な場合を含む)を受ける予定のある方は、忘れずに申請をしてください。



認定証の交付申請対象となる方

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の非課税世帯の方

■認定証を持っていない方、当面8月以降使用する予定のない方へ

認定証は、使用する必要が生じてからでも申請できます。この場合は、認定証の交付を受けただうえで、被保険者証とともに医療機関や薬局の窓口にて提示してください。

交付申請先 ●町福祉保健課

必要書類等 ●印鑑、国民健康保険被保険者証

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証を更新します

70歳以上75歳未満の方には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

自己負担割合は、原則として毎年8月1日から翌年7月31日を一年として判定し、更新されます。これ以外にも、世帯構成や所得の申告内容が変わったときは自己負担割合が変わる場合があります。

平成26年8月1日から使用する高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。新しい高齢受給者証がお手元に届いたら内容をご確認ください。

医療機関を受診するときは、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

児童手当を受給されている皆さまへ

6月以降も引き続き手当を受けるためには「児童手当特例給付 現況届」を提出する必要があります。まだ提出されていない方は、児童手当を受給できない場合がありますので、町福祉保健課まで提出してください。

また、出生・転入・死亡による児童数の増減など、届出済みの内容に変更があった場合にも手続きが必要になります。詳細については下記までお問い合わせください。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

美郷町戦没者追悼式を開催します

戦没者を追悼し、恒久の平和を祈念するため、次のとおり「美郷町戦没者追悼式」を行います。ご遺族の方々や町民の皆さんのご参列をお願いします。

日時●7月16日(木) 午後2時～午後3時

場所●美郷町公民館

主催●美郷町遺族会

問 美郷町遺族会事務局
(町福祉保健課 福祉班) ☎0187(84)4907

風しん予防接種費用を助成しています

平成25年に都市部において流行していた風しんが、美郷町内でも発症が確認されました。風しんは、風しんウイルスによっておこる急性の発疹性感染症です。妊娠初期の女性が風しんにかかると、胎児もウイルスに感染し、難聴や心疾患、白内障などを主な症状とする「先天性風しん症候群」を発症することがあります。

町では、これらを予防するため、昨年に引き続き風しん予防接種費用の助成を行います。

対象者●町内に住所を有し、今後も引き続き町内に在住予定の方の内、次の①、②いずれかに該当する方

①昭和40年4月2日～平成8年4月1日生まれで、妊娠を希望している女性

②妊婦のパートナーおよび同居家族

※風しん罹患歴および風しん予防接種歴(2回接種)のある方、現在妊娠中の方、既に接種歴等免疫のある妊婦のパートナーや家族を除きます。

助成額●予防接種費用1回分

対象接種期間●平成26年4月1日～平成27年3月31日
※既に接種された方には、さかのぼって助成します。

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

風しん抗体検査費用を助成しています

秋田県では、風しんに対する免疫を調べる「風しん抗体検査」に要する費用を全額助成しています。

対象者●次の①、②いずれかに該当する方

①妊娠を希望している女性

②妊娠を希望している女性のパートナー

検査機関●県が指定する協力医療機関

検査方法●採血による検査を行います。

手続き●協力医療機関に予約し受診してください。

※協力医療機関名等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 秋田県健康推進課 健康危機管理・疾病対策班 ☎018(860)1424
美郷町保健センター ☎0187(84)4900